

IP通信網サービス契約約款 別冊 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊
 (オープンコンピュータ通信網サービス
 (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

目次 (略)

第4章 契約

第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

(第6種契約申込みの承諾)

第47条 当社は、共通編第10条（I P 通信網契約申込の承諾）第2項のほか、次に掲げる場合には、その第6種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 料金表第1表に規定するカテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5又はタイプ6に係る第6種契約の申込みをした者が、法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。）でないとき。
- (2) 第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5又はタイプ6に係るものに限ります。）の利用目的が、その第6種オープンコンピュータ通信網サービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であって、法人以外の者への提供であるとき。

(最低利用期間)

第48条 共通編第11条（最低利用期間）に規定する最低利用期間として、第6種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 料金表第1表に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ5又はタイプ6（テレワークコースを除きます。）の場合
最低利用期間を設定しません。

3 (略)

(第6種契約に基づく権利の譲渡)

第58条 当社は、共通編第13条（I P 通信網契約に基づく権利の譲渡）第2項の規定により第6種利用権（第6種契約者が第6種契約に基づいて第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほか次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 第6種利用権（カテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5又はタイプ6に係るものに限ります。）を譲り受けようとする者が、法人（法人に相当すると当社が認めるもの

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊
 (オープンコンピュータ通信網サービス
 (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

目次 (略)

第4章 契約

第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

(第6種契約申込みの承諾)

第47条 当社は、共通編第10条（I P 通信網契約申込の承諾）第2項のほか、次に掲げる場合には、その第6種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 料金表第1表に規定するカテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係る第6種契約の申込みをした者が、法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。）でないとき。
- (2) 第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係るものに限ります。）の利用目的が、その第6種オープンコンピュータ通信網サービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であって、法人以外の者への提供であるとき。

(最低利用期間)

第48条 共通編第11条（最低利用期間）に規定する最低利用期間として、第6種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、次のとおりとします。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 料金表第1表に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ5、タイプ6（テレワークコースを除きます。）又はタイプ7の場合
最低利用期間を設定しません。

3 (略)

(第6種契約に基づく権利の譲渡)

第58条 当社は、共通編第13条（I P 通信網契約に基づく権利の譲渡）第2項の規定により第6種利用権（第6種契約者が第6種契約に基づいて第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほか次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 第6種利用権（カテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係るものに限ります。）を譲り受けようとする者が、法人（法人に相当すると当社が認め

IP通信網サービス契約約款 別冊 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

を含みます。)でないとき。

- (2) 利用権を譲り受けようとする者に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5又はタイプ6に係るものに限ります。）の利用目的が、その第6種オープンコンピュータ通信網サービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であって、法人以外の者への提供であるとき。

第7章 通信

(通信利用の制限等)

第87条 共通編第26条（通信利用の制限等）のほか、第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5又はタイプ6に係る者に限ります。）は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス区域内であっても車両等の走行中の車内、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合（通信速度が低下する場合を含みます。）があります。

2 当社は、第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリ1のタイプ5（コース1の2又はコース3に限ります。）、カテゴリ1のタイプ6、カテゴリ3のタイプ5（コース1の2、コース2（定額200kプランに限ります。）又はコース3に限ります。）又はカテゴリ3のタイプ6に係る者に限ります。）が行う通信のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、IP通信網サービスの利用を制限することがあります。

3 当社は、卸電気通信役務として提供する第6種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第1表（料金）に規定するタイプ5又はタイプ6に係るものに限ります。）に係る通信について、一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認める場合は、そのモバイルアクセスからの通信の利用を制限することがあります。

別記

9 契約者カードの貸与

- (1) 当社は、第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5又はタイプ6に係る者に限ります。以下9において同じとします。）へ契約者カードを貸与します。この場合、貸与する契約者カードの数は、1の第6種契約につき次のとおりとします。

エ タイプ6に係るものの場合

るものを含みます。)でないとき。

- (2) 利用権を譲り受けようとする者に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係るものに限ります。）の利用目的が、その第6種オープンコンピュータ通信網サービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であって、法人以外の者への提供であるとき。

第7章 通信

(通信利用の制限等)

第87条 共通編第26条（通信利用の制限等）のほか、第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係る者に限ります。）は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス区域内であっても車両等の走行中の車内、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合（通信速度が低下する場合を含みます。）があります。

2 当社は、第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリ1のタイプ5（コース1の2又はコース3に限ります。）、カテゴリ1のタイプ6、カテゴリ3のタイプ5（コース1の2、コース2（定額200kプランに限ります。）又はコース3に限ります。）、カテゴリ3のタイプ6又はタイプ7に係る者に限ります。）が行う通信のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、IP通信網サービスの利用を制限することがあります。

3 当社は、卸電気通信役務として提供する第6種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第1表（料金）に規定するタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係るものに限ります。）に係る通信について、一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認める場合は、そのモバイルアクセスからの通信の利用を制限することがあります。

4 当社は、共通編第26条（通信利用の制限等）第1項に定める特定の機関に係る契約者回線又は加入者回線等における通信の優先的な取扱い、第6種オープンコンピュータ通信網サービスタイプ7には提供しません

別記

9 契約者カードの貸与

- (1) 当社は、第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係る者に限ります。以下9において同じとします。）へ契約者カードを貸与します。この場合、貸与する契約者カードの数は、1の第6種契約につき次のとおりとします。

エ タイプ6及びタイプ7に係るものの場合

IP通信網サービス契約約款 別冊 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

貸与する契約者カードの数は、1とします。

(2) 契約者カードの貸与を受けている第6種契約者は、その第6種契約の解除があったとき又は契約者カードの利用の終了があったときは、その契約者カードを当社が指定するIP通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

10 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無線装置の販売等
第6種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリ－1又はカテゴリ－3のタイプ5又はタイプ6に係るものであって、テレワークコース以外のものに限り、）に係る移動無線装置の販売等については、当社のモバイルアクセスサービス契約約款別記10（モバイルアクセスサービスに係る移動無線装置の販売等）及び別記10の6（端末サポートサービスの提供）に準じます。

10の3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金明細内訳の閲覧

(1) 当社は、第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するタイプ5又はタイプ6に係る者に限り、以下、10の3において同じとします。）から請求があったときは、当社のWebサイトにて、当社が指定する方法により、料金明細内訳の閲覧を可能とします。

料金表
通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

- 第1 利用料金
 - 4 第6種契約に係るもの
 - 4-1 適用

区 分	内 容				
(2) (略)	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。 ア 通信の態様による細目 (ア) アクセス回線による区別				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 別</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容		
区 別	内 容				

貸与する契約者カードの数は、1とします。

(2) 契約者カードの貸与を受けている第6種契約者は、その第6種契約の解除があったとき又は契約者カードの利用の終了があったときは、その契約者カードを次のとおり取扱うものとします。

ア イ以外の場合

当社が指定するIP通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

イ タイプ7の場合

第6種契約者への所有権の移転にするものとし、第6種契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。この場合、当社は、契約者カードを構成する物質について、第6種契約を申込み者又は第6種契約者に開示し、第6種契約者は、法令に従い、自己の責任と費用負担において、契約者カードを処分するものとします。

10 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無線装置の販売等
第6種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリ－1又はカテゴリ－3のタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係るものであって、テレワークコース以外のものに限り、）に係る移動無線装置の販売等については、当社のモバイルアクセスサービス契約約款別記10（モバイルアクセスサービスに係る移動無線装置の販売等）及び別記10の6（端末サポートサービスの提供）に準じます。

10の3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金明細内訳の閲覧

(1) 当社は、第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係る者に限り、以下、10の3において同じとします。）から請求があったときは、当社のWebサイトにて、当社が指定する方法により、料金明細内訳の閲覧を可能とします。

料金表
通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

- 第1 利用料金
 - 4 第6種契約に係るもの
 - 4-1 適用

区 分	内 容				
(2) (略)	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。 ア 通信の態様による細目 (ア) アクセス回線による区別				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 別</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容		
区 別	内 容				

IP通信網サービス契約約款 別冊 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

備考

- (略)
- (略)
- 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線による区別は、次表のとおりとします。

区 別	提供するアクセス回線による区別
カテゴリー1	タイプ2からタイプ6
カテゴリー2	タイプ2からタイプ4
カテゴリー3	タイプ2からタイプ6
カテゴリー5	タイプ3及びタイプ4
カテゴリー6	タイプ3及びタイプ4
カテゴリー7	タイプ4
カテゴリー8	タイプ4
カテゴリー9	タイプ4

- タイプ2からタイプ6までに係る通信（IPoE方式による通信を除きます。）は、契約者識別符号及び暗証符号を送信することにより行うことができます。
- (略)
- (略)

(イ) アクセス回線の細目等による区別

タイプ7

モバイルアクセスを使用して通信を行うことができるものであって、1のモバイルアクセス回線番号ごとに1の契約を締結するものであり、タイプ6以外のもの

備考

- (略)
- (略)
- 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線による区別は、次表のとおりとします。

区 別	提供するアクセス回線による区別
カテゴリー1	(略)
カテゴリー2	(略)
カテゴリー3	タイプ2からタイプ7
カテゴリー5	(略)
カテゴリー6	(略)
カテゴリー7	(略)
カテゴリー8	(略)
カテゴリー9	(略)

- タイプ2からタイプ7までに係る通信（IPoE方式による通信を除きます。）は、契約者識別符号及び暗証符号を送信することにより行うことができます。
- (略)
- (略)

(イ) アクセス回線の細目等による区別

E タイプ7

区 別	内 容
<u>ゼロコース</u>	<u>契約者カードの貸与のみをサービスの提供内容と</u>

IP通信網サービス契約約款 別冊 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

			し、通信を行うことができないもの
		スタンバイコース	接続確認及び疎通確認程度の通信を行うことができるもの
		10MBコース	1の料金月における基本容量を10,485,760バイトとするもの
		30MBコース	1の料金月における基本容量を31,457,280バイトとするもの
		50MBコース	1の料金月における基本容量を52,428,800バイトとするもの
		100MBコース	1の料金月における基本容量を104,857,600バイトとするもの
		500MBコース	1の料金月における基本容量を536,870,912バイトとするもの
		1GBコース	1の料金月における基本容量を1,073,741,824バイトとするもの
		3GBコース	1の料金月における基本容量を3,221,225,472バイトとするもの
		7GBコース	1の料金月における基本容量を7,516,192,768バイトとするもの
		10GBコース	1の料金月における基本容量を10,737,418,240バイトとするもの
		15GBコース	1の料金月における基本容量を16,106,127,360バイトとするもの
		20GBコース	1の料金月における基本容量を21,474,836,480

IP通信網サービス契約約款 別冊 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1361 311 1659 344"></td> <td data-bbox="1659 311 1919 344">バイトとするもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 344 1659 440">30GBコース</td> <td data-bbox="1659 344 1919 440">1の料金月における基本容量を32,212,254,720バイトとするもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1361 440 1659 536">50GBコース</td> <td data-bbox="1659 440 1919 536">1の料金月における基本容量を53,687,091,200バイトとするもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1361 536 1919 1493"> <p>備考</p> <p>1 当社は、タイプ7に係る契約者カードの種別について次のとおりとします。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>(イ) インダストリアルタイプのもの</p> <p>2 当社は、タイプ7について、次に定めるところにより、ライフサイクル管理機能（第6種契約者がサスペンドをすることができる機能をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、「サスペンド」とは、その第6種契約の通信を一時的に利用不可とすることであって、その期間中、その第6種契約の料金コースに対応する定額利用料とは異なる定額利用料が適用されることをいいます。以下同じとします。</p> <p>(ア) 当社は、サスペンドを開始した日を含む料金月を1料金月目として6料金月目の末日までをサスペンドの最長適用期間とします。</p> <p>(イ) 当社は、(ア)に規定するサスペンドの最長適用期間内に、第6種契約者がサスペンドを解除しなかったときは、サスペンドの最長適用期間が満了する料金月の最終日をもってそのサスペンドを解除します。</p> <p>(ウ) タイプ7に係る第6種契約の申込みを行う者は、(ア)及び(イ)に規定するサスペンドの最長適用期間及び最長適用期間満了時のサスペンドの自動解除について、あらかじめ同意していただきます。</p> <p>(エ) サスペンドの開始に係る条件は、次のとおりとします。</p> <p>A その開始日の翌日から、その第6種契約の通信料コースの基本容量を削除します。</p> <p>B その開始日の翌日から、サスペンドに係る定額利用料を適用します。</p> </td> </tr> </table>		バイトとするもの	30GBコース	1の料金月における基本容量を32,212,254,720バイトとするもの	50GBコース	1の料金月における基本容量を53,687,091,200バイトとするもの	<p>備考</p> <p>1 当社は、タイプ7に係る契約者カードの種別について次のとおりとします。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>(イ) インダストリアルタイプのもの</p> <p>2 当社は、タイプ7について、次に定めるところにより、ライフサイクル管理機能（第6種契約者がサスペンドをすることができる機能をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、「サスペンド」とは、その第6種契約の通信を一時的に利用不可とすることであって、その期間中、その第6種契約の料金コースに対応する定額利用料とは異なる定額利用料が適用されることをいいます。以下同じとします。</p> <p>(ア) 当社は、サスペンドを開始した日を含む料金月を1料金月目として6料金月目の末日までをサスペンドの最長適用期間とします。</p> <p>(イ) 当社は、(ア)に規定するサスペンドの最長適用期間内に、第6種契約者がサスペンドを解除しなかったときは、サスペンドの最長適用期間が満了する料金月の最終日をもってそのサスペンドを解除します。</p> <p>(ウ) タイプ7に係る第6種契約の申込みを行う者は、(ア)及び(イ)に規定するサスペンドの最長適用期間及び最長適用期間満了時のサスペンドの自動解除について、あらかじめ同意していただきます。</p> <p>(エ) サスペンドの開始に係る条件は、次のとおりとします。</p> <p>A その開始日の翌日から、その第6種契約の通信料コースの基本容量を削除します。</p> <p>B その開始日の翌日から、サスペンドに係る定額利用料を適用します。</p>	
	バイトとするもの										
30GBコース	1の料金月における基本容量を32,212,254,720バイトとするもの										
50GBコース	1の料金月における基本容量を53,687,091,200バイトとするもの										
<p>備考</p> <p>1 当社は、タイプ7に係る契約者カードの種別について次のとおりとします。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>(イ) インダストリアルタイプのもの</p> <p>2 当社は、タイプ7について、次に定めるところにより、ライフサイクル管理機能（第6種契約者がサスペンドをすることができる機能をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、「サスペンド」とは、その第6種契約の通信を一時的に利用不可とすることであって、その期間中、その第6種契約の料金コースに対応する定額利用料とは異なる定額利用料が適用されることをいいます。以下同じとします。</p> <p>(ア) 当社は、サスペンドを開始した日を含む料金月を1料金月目として6料金月目の末日までをサスペンドの最長適用期間とします。</p> <p>(イ) 当社は、(ア)に規定するサスペンドの最長適用期間内に、第6種契約者がサスペンドを解除しなかったときは、サスペンドの最長適用期間が満了する料金月の最終日をもってそのサスペンドを解除します。</p> <p>(ウ) タイプ7に係る第6種契約の申込みを行う者は、(ア)及び(イ)に規定するサスペンドの最長適用期間及び最長適用期間満了時のサスペンドの自動解除について、あらかじめ同意していただきます。</p> <p>(エ) サスペンドの開始に係る条件は、次のとおりとします。</p> <p>A その開始日の翌日から、その第6種契約の通信料コースの基本容量を削除します。</p> <p>B その開始日の翌日から、サスペンドに係る定額利用料を適用します。</p>											

IP通信網サービス契約約款 別冊 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

(オ) サスペンドの解除に係る条件は、次のとおりとします。

A その解除日の当日から、その第6種契約にその第6種契約の通信料コースの基本容量を再適用します。

B その解除日の当日から、その第6種契約にその第6種契約の通信料コースの定額利用料を再適用します。

(カ) 当社は、第6種契約者が1日にサスペンド開始又は解除を複数回実施したときは、当該日の最後に実施したものをその日のサスペンドの状態として、その状態に応じて(工)又は(オ)の規定を適用します。

3 当社は、タイプ7について、通信中断機能（その第6種契約の通信を一時的に利用不可とすることであって、その期間中、その第6種契約の料金コースに対応する定額利用料が適用されることをいいます。以下同じとします。）を提供します。

4 当社は、第6種契約者が合算請求（同一名義の第6種契約者に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの料金を合算して請求することをいいます。以下同じとします。）を利用している場合であって、第6種契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ（同一の合算請求に属する第6種契約であって、第6種契約者の指定する第6種契約から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）を設定します。この場合、基本容量シェアグループを構成する第6種契約の数は、30,000を上限とします。

5 当社は、第6種契約者から基本容量シェアグループの設定若しくは廃止又は基本容量シェアグループを構成する第6種契約の追加若しくは除外の申出（いずれも当社が指定する方法によるものとします。）があったときは、その設定等の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

6 当社は、基本容量シェアグループを構成する第6種契約の解除があったときは、その翌日にその第6種契約を基本容量シェアグループから除外します。

7 当社は、基本容量シェアグループを構成する第6種契約にサスペンドがあったときは、その翌日にその第6種契約の基本容量を当該サスペンドがなされた月の

IP通信網サービス契約約款 別冊 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

備考備考9（2）又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該サスペンドがなされた第6種契約のその月の通信料は、当該サスペンドがなされた月のその基本容量シェアグループでの通信料の合計に含まれるものとします。

8 当社は、基本容量シェアグループを構成する第6種契約においてサスペンドの解除があったときは、その翌日にその第6種契約の基本容量を当該サスペンドがなされた月の備考備考9（2）又は(3)に定める基本容量の合計に追加するものとします。

またこの場合において、当該解除がなされた第6種契約のその月の通信量は、当該解除がなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

9 当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ7について、次の場合には、その料金月における第6種オープンコンピュータ通信網サービスの利用を制限します。

(1) (2)又は(3)以外のもの

1の料金月の通信量の合計がその区別に係る基本容量（スタンバイコースについては当社が指定する通信量とします。）を超えた場合

(2) 基本容量シェアグループに属するものであって、(3)以外のもの

基本容量シェアグループに属する第6種契約の1の料金月における通信量及びその区別に係る基本容量をそれぞれ合計し、その通信量の合計が基本容量の合計を超えた場合

(3) 基本容量シェアグループに属するものであって、1の基本容量シェアグループに係る基本容量の合計が100テラバイトを超えるもの

基本容量シェアグループに属する第6種契約の1の料金月における通信量の合計が100テラバイトを超えた場合

（この場合、1テラバイトは2の40乗バイトとします。）

IP通信網サービス契約約款 別冊 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

- 10 当社は、ゼロコースの提供開始日を含む料金を1料金月目として12料金月目の末日までをゼロコースの最長提供期間とします。
- 11 当社は、10に規定するゼロコースの最長提供期間内に、第6種契約者からアクセス回線の細目等による区別の変更の請求がなかったときは、ゼロコースからスタンバイコースへのアクセス回線の細目等による区別の変更を行います。この場合、スタンバイコースの提供開始日は、ゼロコースの最長提供期間が満了する料金月の翌料金月の初日とします
- 12 ゼロコースに係る第6種契約の申込みを行う者は、10及び11に規定するゼロコースの最長提供期間及び最長提供期間満了後のスタンバイコースへの自動移行について、あらかじめ同意していただきます。
- 13 スタンバイコースに係る第6種契約は、申込みを行うことができません。
- 14 第6種契約者は、アクセス回線の細目等による区別の変更を請求しようとするときは、次に掲げる条件により行っていただきます。
- (1) ゼロコース以外のアクセス回線の細目等による区別からゼロコースへの変更を請求することはできません。
- (2) スタンバイコース以外のアクセス回線の細目等による区別からスタンバイコースへの変更を請求することはできません。
- 15 当社は、第6種契約者（タイプ7に係る者に限りません。以下本項において同じとします。）からの契約者カードに係る故障等の申告により、その契約者カードに故障が発生したと判断したときは、その第6種契約者の同意をもって、その契約者カードに係る第6種契約を解除することがあります。

- 4-2 料金額
 4-2-1 定額利用料
 (1)～(2) (略)
 (3) カテゴリー3のもの

- 4-2 料金額
 4-2-1 定額利用料
 (1)～(2) (略)
 (3) カテゴリー3のもの

IP通信網サービス契約約款 別冊 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

ウ タイプ7のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
ゼロコースのもの	—
スタンバイコースのもの	150円 (165円)
10MBコースのもの	210円 (231円)
30MBコースのもの	230円 (253円)
50MBコースのもの	250円 (275円)
100MBコースのもの	300円 (330円)
500MBコースのもの	500円 (550円)
1GBコースのもの	800円 (880円)
3GBコースのもの	1,200円 (1,320円)
7GBコースのもの	1,900円 (2,090円)
10GBコースのもの	2,850円 (3,135円)
15GBコースのもの	3,900円 (4,290円)
20GBコースのもの	4,800円 (5,280円)
30GBコースのもの	6,600円 (7,260円)
50GBコースのもの	10,500円 (11,550円)
サスペンド	30円 (33円)

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

区 分	料 金 額
追加利用するメールアドレスが1の場合	250円 (275円)
追加利用するメールアドレスが2の場合	350円 (385円)
追加利用するメールアドレスが3の場合	450円 (495円)

備考

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリ1（タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2、タイプ4のコース3、コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGF又はタイプ5（コース1の2を除きます。）であって、プラン1に限ります。）、カテゴリ2、カテゴリ3（タイプ5のコース2及びコース4並びにタイプ6を除きます。）、カテゴリ5（タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコース3、コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。）、カテゴリ6、カテゴリ7（タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイ

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

区 分	料 金 額
追加利用するメールアドレスが1の場合	250円 (275円)
追加利用するメールアドレスが2の場合	350円 (385円)
追加利用するメールアドレスが3の場合	450円 (495円)

備考

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリ1（タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2、タイプ4のコース3、コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGF又はタイプ5（コース1の2を除きます。）であって、プラン1に限ります。）、カテゴリ2、カテゴリ3（タイプ5のコース2及びコース4、タイプ6及びタイプ7を除きます。）、カテゴリ5（タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコース3、コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。）、カテゴリ6、カテゴリ7（タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイ

IP通信網サービス契約約款 別冊 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

ブに限ります。)、カテゴリ-8 (タイプ4のコースUであって、プラン1又は動的タイプに限ります。) 又はカテゴリ-9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1又は動的タイプに限ります。) に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

ブ又は動的ライトタイプに限ります。)、カテゴリ-8 (タイプ4のコースUであって、プラン1又は動的タイプに限ります。) 又はカテゴリ-9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1又は動的タイプに限ります。) に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

4-2-5 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額
基本容量追加機能	1の料金月におけるモバイルアクセスに係る基本容量を追加することができる機能	追加申込みする基本容量 536,870,912 バイトごとに	500円 (550円)
	備考	1 当社は、第6種契約者(カテゴリ-1タイプ6又はカテゴリ-3タイプ6(いずれもゼロコース、スタンバイコース、200kbpsコース及び30MBプラスコースを除きます。))に係る者に限ります。)に限り、この機能を提供します。	

4-2-5 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額
基本容量追加機能	1の料金月におけるモバイルアクセスに係る基本容量を追加することができる機能	追加申込みする基本容量 536,870,912 バイトごとに	500円 (550円)
	備考	1 当社は、第6種契約者(カテゴリ-1タイプ6又はカテゴリ-3タイプ6(いずれもゼロコース、スタンバイコース、200kbpsコース及び30MBプラスコースを除きます。)) <u>又はタイプ7(ゼロコース、スタンバイコースを除きます。)</u> に係る者に限ります。)に限り、この機能を提供します。	

第2表 工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区 分	内 容
(11) 工事費の適用除外	次の工事については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア～ウ (略) エ 第6種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ-3のタイプ6における、アクセス回線の細目等による区別の変更(ゼロコースからスタンバイコース、1GBコース、3GBコース、7GBコース、200kbpsコース又は30MBプラスコースへの変更)に限ります。)に関する工事 オ～キ (略)

2 工事費の額

2-1 オープンコンピュータ通信網サービス(第7種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ-V P N及びカテゴリ-v U T Mに係るものを除きます。))に

第2表 工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区 分	内 容
(11) 工事費の適用除外	次の工事については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア～ウ (略) エ 第6種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ-3のタイプ6における、アクセス回線の細目等による区別の変更(ゼロコースからスタンバイコース、1GBコース、3GBコース、7GBコース、200kbpsコース又は30MBプラスコースへの変更)に限ります。) <u>又はタイプ7における、アクセス回線の細目等による区別の変更(ゼロコースからその他のコースへの変更)に限ります。)</u> に関する工事 オ～キ (略)

2 工事費の額

2-1 (略)

IP通信網サービス契約約款 別冊 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

係る工事費の額

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、同時セッション可能数の変更、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線調整、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) ネ ッ ト ワ ー ク 工 事 費	ア イ 以 外 に 関 する 工 事 の 場 合	(ア) (イ)から(オ)まで以外に関する工事の場合	(略)

2-2 (略)
第3表 (略)

区 分		単 位	工事費の額				
(1) ネ ッ ト ワ ー ク 工 事 費	ア イ 以 外 に 関 する 工 事 の 場 合	(ア) (イ)から(カ)まで以外に関する工事の場合	(略)				
		(カ) 第6種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ7に係るものに限りま す。)に関する工事の場合	<table border="1"> <tr> <td>A B 以 外 の 利 用 の 開 始 に 関 する 工 事 の 場 合</td> <td>1の契約 ごとに</td> <td>2,800円 (3,080円)</td> </tr> <tr> <td>B イン ダ ス ト リ ア ル タ イ プ の も の の 開 始 に 関 する 工 事 の 場 合</td> <td>1の契約 ごとに</td> <td>2,950円 (3,245円)</td> </tr> </table>	A B 以 外 の 利 用 の 開 始 に 関 する 工 事 の 場 合	1の契約 ごとに	2,800円 (3,080円)	B イン ダ ス ト リ ア ル タ イ プ の も の の 開 始 に 関 する 工 事 の 場 合
A B 以 外 の 利 用 の 開 始 に 関 する 工 事 の 場 合	1の契約 ごとに	2,800円 (3,080円)					
B イン ダ ス ト リ ア ル タ イ プ の も の の 開 始 に 関 する 工 事 の 場 合	1の契約 ごとに	2,950円 (3,245円)					

2-2 (略)
第3表 (略)